

会 議 記 録

会議名 建設常任委員会

開催日 令和3年9月9日(木)

開会 午前 9時00分

閉会 午前 9時47分

出席者 委 員 委員長 永 田 武 志

森 戸 雅 孝 大 谷 好 一 茂 呂 健 市

福 富 善 明 大阿久 岩 人 小 堀 良 江

傍 聴 者 小 平 啓 佑 浅 野 貴 之 川 上 均

大 浦 兼 政 古 沢 ちい子 青 木 一 男

内 海 まさかず 小久保 かおる 針 谷 育 造

氏 家 晃 千 葉 正 弘 白 石 幹 男

広 瀬 義 明 関 口 孫一郎 針 谷 正 夫

福 田 裕 司 中 島 克 訓

事務局職員 事務局長 神 永 和 俊 議事課長 江 面 健太郎

主 査 藤 澤 恭 之 主 事 齊 藤 千 明

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

都 市 建 設 部 長	宇	梶	貴	丈
都 市 建 設 部 技 監	石	塚	昌	平
上 下 水 道 局 長	河	田	正	雄
道 路 河 川 整 備 課 長	増	山	輝	之
道 路 河 川 維 持 課 長	深	津		悟
公 園 緑 地 課 長	芳	野	英	明
建 築 指 導 課 長	大	橋		涉
上 下 水 道 総 務 課 長	堀	江	克	実

令和3年第6回栃木市議会定例会

建設常任委員会議事日程

令和3年9月9日 午前9時開議 全員協議会室

日程第1 議案第 99号 栃木市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第2 議案第101号 令和2年度栃木市水道事業会計剰余金の処分について

日程第3 議案第102号 令和2年度栃木市下水道事業会計剰余金の処分について

日程第4 議案第 89号 令和3年度栃木市一般会計補正予算（第4号）（所管関係部分）

◎開会及び開議の宣告

○委員長（永田武志君） ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。

ただいまから建設常任委員会を開会いたします。

（午前 9時00分）

◎諸報告

○委員長（永田武志君） 当常任委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長（永田武志君） 本日の議事日程は配付のとおりであります。

◎議案第99号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（永田武志君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第99号 栃木市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

大橋建築指導課長。

○建築指導課長（大橋 渉君） おはようございます。本日はどうぞよろしくお願いたします。

ただいまご上程いただきました議案第99号 栃木市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明させていただきます。議案書は34ページ、議案説明書は29ページをお開きください。

初めに、議案説明書を御覧ください。提案理由は、栃木インター産業団地地区計画の区域内における建築物の制限を定めるに当たり所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正することについて議会の議決を求めるものでございます。

改正の概要は、1、建築物の用途等に関する制限が適用される地区整備計画区域に栃木インター産業団地地区整備計画区域を加えること、別表第1関係です。2、栃木インター産業団地地区整備計画区域における建築物の用途の制限等を定めること、別表第2関係でございます。参考条文は省略させていただきます。

初めに、栃木市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の概要についてご説明申し上げます。本条例は、建築基準法第68条の2における「市町村は、地区計画等の区域内において、

建築物の敷地、構造、用途等に関する事項で地区計画等の内容として定められたものを、条例で、これらに関する制限として定めることができる」との規定に基づいて制定したもので、都市計画決定された地区計画区域内における建築物の用途や建築物の敷地面積の最低限度などについて制限を行うものでございます。これにより建築基準法の制限とすることが可能となり、地区計画の実効性が確保されることとなります。

それでは、議案説明書の30、31ページをお開きください。改正内容について新旧対照表により説明させていただきます。右ページの改正案の上の表を御覧ください。まず、別表第1に栃木インター産業団地地区整備計画区域を加えるというものでございます。これは、本条例が適用される区域を定めることでございます。

続いて、31ページの中ほどの表を御覧ください。別表第2に栃木インター産業団地地区整備計画区域を加えるというものです。これは、今年3月に栃木インター産業団地地区計画が都市計画決定され、その地区整備計画のうち建築物の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、建築物の壁面の位置の制限を本条例で定めるものでございます。

それでは、制限の内容をご説明いたします。31ページ下から33ページを御覧ください。まず、A地区について説明いたします。A地区は、栃木インター産業団地地区整備計画区域約24ヘクタールのうち、主要地方道栃木粕尾線沿線の一部を除いた約18.5ヘクタールの範囲となります。改正案の表のうち、左から3列目（あ）欄、建築物の用途の制限につきましては、工場、倉庫、店舗、事務所、それらの建築物に附属するもの以外の用途のものは建築することができないとするものです。

なお、工場、倉庫につきましては、廃棄物の処理、保管に供するものは除くものとし、店舗につきましては、地区内で製造された工場製品の販売を目的とし、床面積が500平方メートル以下のものに限るとするものです。

次に、右から3列目、（え）欄、建築物の敷地面積の最低限度につきましては、3,000平方メートルとします。

右から2列目（お）欄、建築物の壁面の位置の制限につきましては、道路境界線までの距離は5メートル以上とし、隣地境界線までの距離は2メートル以上とするものでございます。

続いて、B地区について説明いたします。33ページやや下から35ページを御覧ください。B地区は、栃木インター産業団地の地区整備計画区域のうち、主要地方道栃木粕尾線沿線の一部の約5.5ヘクタールの範囲となります。改正案の表のうち左から3列目（あ）欄、建築物の用途の制限につきましては、工場、倉庫、店舗、飲食店、これらに類する用途に供するもの、事務所、これらの建築物に附属するもの以外の用途のものは建築することができないとするものです。

なお、工場につきましては、建築基準法別表第2、（る）項第1号に掲げるものとして、火薬類の製造や消防法に規定する危険物の製造やアスファルトの製造など、また及び廃棄物の処理に供するものは除くものとしております。

倉庫につきましては、建築基準法別表第2、(る)項第2号に掲げるものとして、危険物の貯蔵となります。また、及び廃棄物の保管に供するものは除くものとして、店舗、飲食店、これらそれらに類する用途に供するものとして、日用品の販売を含む店舗、食堂、喫茶店、物品販売業を営む店舗などで、床面積が500平方メートル以下のものに限るとするものです。

次に、右から3列目(え)欄、建築物の敷地面積の最低限度につきましては1,000平方メートルとし、右から2列目、(お)欄、建築物の壁面の位置の制限につきましては、道路境界線及び隣地境界線までの距離は1メートル以上とするものでございます。

続いて、議案書の37ページをお開きください。附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するというものです。

以上で栃木市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長(永田武志君) 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑ございませんか。

森戸副委員長。

○副委員長(森戸雅孝君) ご説明ありがとうございました。一応今ご説明聞いたり、あと事前に読み込んでおいて、大体の産業団地のイメージが自分なりには確認したということで、それで私の確認で間違いがあるかどうかで、ちょっとそれで確認しておきたいと思うのですが、取りあえずその産業団地を造るについては、A地区とB地区で面積で別々、2種類の地区割をして設置すると。A地区においては工場倉庫ということで、工場においては、その工場で作った直販をするお店は500平米以下でその工場に設置することができるということですね。そしてまた、できないものについては危険物とか火薬とか、そういった火気のものについてはできないということですね。それでよろしいわけですね。

B地区においては、これは1,000平米ということで、こちらについては工場倉庫、A地区に準ずるようなところもあるのですが、その中で先ほどお話しあった店舗とか飲食店の設置ができるということでご説明ありましたけれども、その産業団地の中にそういった店舗を造る理由というか、条例を制定するときのお考えについてお聞かせいただければと思うのですが。

○委員長(永田武志君) 大橋建築指導課長。

○建築指導課長(大橋 渉君) B地区におきましては、主要地方道の栃木粕尾線沿線ということもありまして、またその周りの付近にも店舗等が点在しているような状況でもございます。そのようなことから、また産業団地内にこれから工場ができて勤務する方、もしくは近隣住民の方の利便性を図るということから、そのB地区につきましては、小規模な店舗であれば誘致して皆さんの利便を図るのではないかとということで加えております。

○委員長（永田武志君） 森戸副委員長。

○副委員長（森戸雅孝君） そうすると、先ほどちょっと所管外になるのかなという気がするのですが、けれども、ということは、結局県道粕尾線の隣接するところにB地区は設けるといような考え方で、捉え方でよろしいわけですか。それでよろしいですか。

○委員長（永田武志君） 大橋建築指導課長。

○建築指導課長（大橋 渉君） おっしゃるとおりでございます。沿道の約110メートル沿いぐらいに区画道路を並行に設けております。その長方形の部分がそのB地区という考え方にしております。

○委員長（永田武志君） よろしいですか。

○副委員長（森戸雅孝君） 了解しました。

○委員長（永田武志君） ほかにございますか。

大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 細かく説明していただきましてありがとうございます。ただ、私、聞き漏れたのかなという感じがするのですが、この高さに対しては何か説明がなかったような気がするのですが、説明のほうは議論されたのかお聞きいたします。

○委員長（永田武志君） 大橋建築指導課長。

○建築指導課長（大橋 渉君） 今回地区計画としましては、高さのほうの制限はしておりません。ただし、用途地域としまして工業地域がそこに網がかかっております。工業地域の道路斜線制限、もしくは隣地斜線制限等によりまして、それによる高さの制限は出てきます。

以上です。

○委員長（永田武志君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 要望で申し訳ないのですが、今、倉庫業は大変高さを求めているというのが事実なものですから、その辺は考えておいていただきたいなというふうに要望いたします。

○委員長（永田武志君） ほかにございますか。

福富委員。

○委員（福富善明君） 工業関係ですと騒音が出ますよね。やっぱり近くが住宅地になっているかなと思うのですが、騒音の制限的なものはどんなようになっていますか。

○委員長（永田武志君） 大橋建築指導課長。

○建築指導課長（大橋 渉君） 地区計画としましては、特にその騒音についての制限はないのですが、ほかの騒音に関する環境側で行っている法律に基づいて、その工業地域による騒音のレベルがあるものですから、それ以下にするとということになるかと思えます。

以上です。

○委員長（永田武志君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永田武志君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永田武志君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永田武志君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

ただいまから議案第99号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永田武志君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第99号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで、議事の終了した執行部の方はご退席願います。お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

◎議案第101号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（永田武志君） 次に、日程第2、議案第101号 令和2年度栃木市水道事業会計剰余金の処分についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

堀江上下水道総務課長。

○上下水道総務課長（堀江克実君） ただいまご上程をいただきました議案第101号 令和2年度栃木市水道事業会計剰余金の処分についてご説明いたします。

議案書は40ページ、議案説明書は42、43ページであります。初めに、議案説明書からご説明いたしますので、議案説明書の42ページをお開きください。提案理由ですが、地方公営企業法第32条第2項の規定により、事業年度に生じた利益の処分は、条例または議会の議決により行わなければならないことから、令和2年度栃木市水道事業会計未処分利益剰余金を資本金へ組み入れること及び減債積立金に積み立てることについて議会の議決をいただきたいというものであります。なお、参照条文につきましては説明を省略させていただきます。

次に、処分内容につきまして、令和2年度栃木市水道事業剰余金処分計算書でご説明いたしますので、43ページを御覧ください。表の一番右の欄の1行目になりますが、未処分利益剰余金の当年度末残高は14億834万1,869円ですが、このうち11億9,346万4,118円を資本金に組み入れ、残りの2億1,487万7,751円を減債積立金に積み立ていたしまして、全額処分したいというものであります。

続きまして、議案書の40ページをお開きください。令和2年度栃木市水道事業会計未処分利益剰余金14億834万1,869円をただいま議案説明書でご説明いたしましたとおおり処分することについて、

地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（永田武志君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

福富委員。

○委員（福富善明君） 未処分利益の処分なのですけれども、資本金と減債積立金のほうに変えるということなのですけれども、私は何で変えるのかちょっと理解ができない。今後こういうことに変えてどういう特典があるのか、お教え願いたいのですけれども。

○委員長（永田武志君） 堀江上下水道総務課長。

○上下水道総務課長（堀江克実君） 剰余金と申しますのは、基本的に1年間の営業活動によりまして使い道が決まっていない余裕金というかそういうものが残ったものでございまして、次年度の減債積立金、これは借金の返済のために準備するもの、それから資本金、これは4条収入の歳入と歳出の差額、歳出のほうが多くなっておりますので、それを補填するものとして積ませていただいて、また来年以降の安定的な経営に生かしていくというものでございます。

以上です。

○委員長（永田武志君） 福富委員。

○委員（福富善明君） 端的に言うと、やっぱり水道事業が今後厳しくなるということですか。

○委員長（永田武志君） 堀江上下水道総務課長。

○上下水道総務課長（堀江克実君） 委員おっしゃるとおりでございまして、手持ちの資金は年々減少しているところでございまして、今後も人口減少とかを見越して、より安定的な経営を目指して頑張っております。よろしく申し上げます。

○委員長（永田武志君） よろしいですか。

森戸副委員長。

○副委員長（森戸雅孝君） ご説明ありがとうございます。今のお話を聞いていまして、本当に処分できる利益剰余金が14億円から生じたということは、私としては好決算なのかな、令和2年度に限ってはと。これからは別としてという感じはします。

それで、先ほどの11億9,300万円、これを資本に組み入れるということでございますけれども、この資本というのは増資ということではなく準備金のほうなのではないでしょうか。資本の部のほうに入れるということで、資本金ということであると私のほうは増資というふうにイメージしてしまうのですけれども、そうではなくて、そうすると増資の手続とかまた別なほうが必要かと思うのですけれども、要するに準備金という考え方、資本準備金を積み立てるという考えでよろしいのでしょうか。

○委員長（永田武志君） 堀江上下水道総務課長。

○上下水道総務課長（堀江克実君） 資本金と申しますのは、現金がこれだけあるわけではございま

せんで、今まで建築してきた管渠と、あとは施設ございますよね。その見込価格がこれで見込んであるということで、そこに積むということは、4条収入ございますよね、設備投資のほうの項目なのですが。基本的に歳入、国庫補助金とか起債とかよりも工事請負費等で使った額のほうが多くなります。その差額はこちらの資本金に穴埋めしなくてはならないということで、補填させていたるところでございます。ちょっと難しいかもしれません。よろしくをお願いします。

○委員長（永田武志君） 森戸副委員長。

○副委員長（森戸雅孝君） そうすると資本準備金という意味合いとは違うということなのですね。私もその資本、資本ということで説明あったものですから、そっちのほうのイメージで捉えたのですけれども、ではそれはつまり支出が多くなるので、そこを将来に備えてそれをプールするという考えなのでしょうか。

○委員長（永田武志君） 堀江上下水道総務課長。

○上下水道総務課長（堀江克実君） もちろん今後設備の更新等を予定しておりますので、これが現金ではございませんが、この部分は更新に向けて準備しておかなくてはならない金額となっております。そういった意味ではこちらのほうは幾らでも使ってしまうというものではございませんので、その点しっかり積み立ててまいりたいというふうに考えております。

○委員長（永田武志君） 森戸副委員長。

○副委員長（森戸雅孝君） そうすると、要するに将来のそういった修繕とかいろいろな、今回もありましたけれども、施設の更新に備えるための積立金、基金というような意味合いになってきてしまうのでしょうか。

○委員長（永田武志君） 堀江上下水道総務課長。

○上下水道総務課長（堀江克実君） 本来の基金ということは、その分現金預金を積み立てるということですが、こちら現金ではございません。その分の価値を積み立てると申しましょか、基本的に4条の赤字分をこちらのほうで補填してまいるということで、準備しておかなくてはならないというふうに規定されているところでございます。そういう意味合いで積み立てさせていただいているということでございます。

○委員長（永田武志君） 森戸副委員長。

○副委員長（森戸雅孝君） そうすると、これまでそういった積立てなりはされていたのですか。

○委員長（永田武志君） 堀江上下水道総務課長。

○上下水道総務課長（堀江克実君） そうですね、まず減債積立金に充てるということで、次年度以降の借金返済のために処分させていただいているところがございますが、その2番目に資本金としてこれまでも充てさせていただいていた経緯がございます。

○委員長（永田武志君） 森戸副委員長。

○副委員長（森戸雅孝君） そうすると、その累積額というのはどのぐらいになっているのですか。

その次の減債もありますけれども、取りあえずその積み立てたのがどのくらいあるのか。

○委員長（永田武志君） 堀江上下水道総務課長。

○上下水道総務課長（堀江克実君） 剰余金処分計算書、43ページの表がございまして、一番左上の一番上の表です。116億8,044万8,573円というのが積み立てた累計額となった資本金に当たるところでございまして、剰余金処分計算書というのがございまして、一番左の列に資本金の欄がございまして、その一番上、当年度末残高116億8,044万8,573円、これが現在までの累計というふうになっております。

○委員長（永田武志君） よろしいですか。

森戸副委員長。

○副委員長（森戸雅孝君） そうすると、では次の減債にも積み立てるということではございますけれども、そちらも減債に充てるための積立金というのはどのくらいプールされているのですか。これは今回の剰余金の処分だけなのでしょう。これまでにそういった過去の経緯でそういう減債に積み立てたものがあるということで、積立てがどのくらいになっているのかお聞きしたいと思います。

○委員長（永田武志君） 堀江上下水道総務課長。

○上下水道総務課長（堀江克実君） 先ほどの資本剰余金は基本的には使いませんので、減少はしませんが、減債積立金のほうは起債の返済等に充てますので、増えたり減ったり、増えたり減ったりを繰り返しているという状態ではございまして、累計につきましては、ちょっと手持ちの資料がございません。

○委員長（永田武志君） ただいまの回答は今出ますか。時間を要しますか。

〔「ちょっとお時間いただきます」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永田武志君） よろしいですか。お願いします。

堀江上下水道総務課長。

○上下水道総務課長（堀江克実君） お待たせして申し訳ございません。減債積立金の累計額12億8,317万6,392円となっております。よろしく申し上げます。

○委員長（永田武志君） よろしいですか。

繰り返します。再度ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永田武志君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永田武志君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永田武志君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

ただいまから議案第101号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永田武志君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第101号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第102号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（永田武志君） 次に、日程第3、議案第102号 令和2年度栃木市下水道事業会計剰余金の処分についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

堀江上下水道総務課長。

○上下水道総務課長（堀江克実君） 引き続きお願いします。

ただいまご上程をいただきました議案第102号 令和2年度栃木市下水道事業会計剰余金の処分についてご説明いたします。議案書は41ページ、議案説明書は44、45ページであります。

初めに、議案説明書からご説明いたしますので、議案説明書の44ページをお開きください。提案理由ですが、地方公営企業法第32条第2項の規定により、事業年度に生じた利益の処分は、条例または議会の議決により行わなければならないことから、令和2年度栃木市下水道事業会計未処分利益剰余金を減債積立金に積み立てることについて議会の議決をいただきたいというものであります。なお、参照条文につきましては説明を省略させていただきます。

次に、処分内容につきまして、令和2年度栃木市下水道事業剰余金処分計算書でご説明いたしますので、45ページを御覧ください。表の一番右の欄の1行目になりますが、未処分利益剰余金の当年度末残高は3億7,644万6,581円ですが、これを減債積立金に積み立てていただきまして全額処分したいというものであります。

続きまして、議案書の41ページをお開きください。令和2年度栃木市下水道事業会計未処分利益剰余金3億7,644万6,581円を、ただいま議案説明書でご説明いたしましたとおり処分することについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（永田武志君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

福富委員。

○委員（福富善明君） やはり減債を使うということは、ちょっと使い道が多いということかと思うのですけれども、減債積立金の使い道というのはどんな予定ですか。

○委員長（永田武志君） 堀江上下水道総務課長。

○上下水道総務課長（堀江克実君） 減債積立金の使い道は、基本的には起債の返済のために充てる
ということでございます。

○委員長（永田武志君） 福富委員、よろしいですか。

○委員（福富善明君） はい。

○委員長（永田武志君） ほかにございますか。

森戸副委員長。

○副委員長（森戸雅孝君） それでは、先ほどの水道事業の処分同様、やはりこれからの企業債の返
済期日が迫ったものに対しての返済に充てるための積立てということで、先ほども水道事業のほう
でお聞きしましたけれども、この減債の積立てというのは今までどのくらい累積、プールされてい
るのかお聞かせください。

○委員長（永田武志君） 少々お待ちください。

堀江上下水道総務課長。

○上下水道総務課長（堀江克実君） すみません、お待たせしました。

3億2,863万7,962円となっております。

以上です。

○委員長（永田武志君） よろしいですか。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永田武志君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永田武志君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永田武志君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

ただいまから議案第102号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永田武志君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第102号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで議事の終了した執行部の方はご退席ください。お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

○委員長（永田武志君） これよりテーブルの消毒と入替えをいたします。しばらくお待ちください。

◎議案第89号（所管関係部分）の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（永田武志君） 次に、日程第4、議案第89号 令和3年度栃木市一般会計補正予算（第4号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載の金額については、読み上げを省略していただいて結構です。

増山道路河川整備課長。

○道路河川整備課長（増山輝之君） ただいまご上程いただきました議案第89号 令和3年度栃木市一般会計補正予算（第4号）のうち所管関係部分についてご説明いたします。

歳出についてご説明いたしますので、46、47ページをお開きください。8款1項1目土木総務費について、補正額は45万6,000円の増額であり、右の説明欄を御覧ください。職員人件費の補正につきましても職員課所管となりますが、定期人事異動に伴い当初見込んでおりました所属の人数や役職等に変更が生じたことによる差額分を精査し、増額補正するものであります。以下、職員人件費につきましても、同様の理由により増額または減額補正するものでありますので、以後の説明は省略させていただきます。

48、49ページをお開きください。8款2項2目道路維持費についてであります。補正額は3,044万9,000円の増額であり、右説明欄を御覧ください。土木施設事業費につきましても、平柳町1丁目地内の市道11438号線において通行の妨げとなっている電柱の1本を移設するための移転補償費を増額するものでございます。

緊急通学路安全施設整備事業費につきましても、6月下旬の千葉県八街市の児童死傷事故を受け通学路の安全対策を強化するため、防護柵や路面標示を設置する工事費を増額するものであります。

次の3目道路新設改良費につきましても、補正額は572万円の増額であり、右の説明欄を御覧ください。市道43386号線道路改良事業費につきましても、時間を要していた外国籍の地権者の同意が得られたことから早期に用地取得を行うため、市道拡幅工事費を減額し、土地購入費及び物件移転補償金を増額するものでございます。

次の8款2項4目橋りょう維持費について、補正額は400万円の増額であり、右説明欄を御覧ください。市道各号線橋りょう維持補修費につきましても、大平町横堀地内の橋りょうについて、橋脚の洗掘を補修するための工事費を増額するものであります。

少し飛びまして、52、53ページをお開きください。8款4項4目公園費についてであります。補正額は1,725万2,000円の増額であり、右の説明欄を御覧ください。都市公園管理費につきましても、令和2年度に実施した遊具点検業務の結果、著しい劣化により現在使用を禁止している9か所の公園、11基についての遊具撤去工事費を増額するものであります。栃木総合運動公園管理運営費につきましても、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、令和2年度に実施した臨時休業・休館に伴い施設利用収入が減少したことから、指定管理者に支払う補償金を増額するものであります。

大平運動公園管理費につきましては、公園内に保管されていた蛍光灯安定器に高濃度のポリ塩化ビフェニルが含まれていることが判明し、特定の施設に処理する必要があるため、施設管理委託料を増額するものであります。また、7月11日に発生しました突風により倒木等の被害を受けた樹木の伐採や撤去などを行うため、倒木処理業務委託料を増額するものであります。

西方総合運動公園管理費につきましては、テニスコートのサーブライン部分の人工芝の損傷により、現在4コート中3コートを使用禁止としておりますが、そのうち1コート分の人工芝の張替工事費を増額するものであります。

所管関係部分の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（永田武志君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永田武志君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

福富委員。

○委員（福富善明君） 49ページです。緊急通学路安全施設整備事業関係なのですけれども、フェンスとかいろいろ直したということなのですけれども、どこら辺とどんなふう直したのだから、その説明をちょっとお聞きしたいので、お願いいたします。

○委員長（永田武志君） 深津道路河川維持課長。

○道路河川維持課長（深津 悟君） お答えいたします。

緊急通学路安全施設整備事業費につきましては、大谷議員の質問の中で、まず市道1001号線、これは大平東小学校区になりますけれども、そのガードパイプの設置ということでお答えをしております。それから、中央小と南小につきましてはお答えしておりましたが、そのほかに第四小であるとか吹上小、千塚小、西方小、真名子小、あと大平南小とか静和小学校区の外側線の引き直しを実施したいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（永田武志君） 福富委員。

○委員（福富善明君） 安全度ABCランクがありますけれども、そういうランクで直されたかなと思うのですけれども、どの程度の危険度を想定して整備をされたのだからお聞きしたいのですが。

○委員長（永田武志君） 深津道路河川維持課長。

○道路河川維持課長（深津 悟君） 今回の通学路安全施設整備事業費につきましては、通学路安全

プログラムに基づきまして、そこから危険度というわけではなくて、要望が出ている中からそれを抽出しまして今回対応するというようにしたところでございます。

○委員長（永田武志君） 福富委員。

○委員（福富善明君） 先ほど言われた場所だけではなく、要望はまだまだ出ているかと思うのですが、あとどのくらいの要望があるのでしょうか。

○委員長（永田武志君） 深津道路河川維持課長。

○道路河川維持課長（深津 悟君） 今回のところにつきましては、これまで出されていた、今年度中に出されていた通学路安全プログラムの中から上がったものは抽出しております。ただ、そこに載っていなかったものにつきましては、今回の事故を受けて学校のほうからも、多分来年あたり要望されるということも考えられますので、その辺は通学路安全プログラムに準じて実施していきたいというふうに考えております。

○委員長（永田武志君） 福富委員。

○委員（福富善明君） 過失というのは見えないときに事故が起きるもので、なるだけ危険度が少しでもあるようなところは、率先して整備を行うようよろしくお願いします。要望といたします。

○委員長（永田武志君） 要望でよろしいですね。

ほかにございますか。

森戸副委員長。

○副委員長（森戸雅孝君） 今の質問の関連なのですが、これも先日の一般質問の中で宇梶部長もこの件につきまして答弁されておりました。グリーンベルトとか外側線のラインの設置ということで、これ今、福富委員のほうもお聞きしていましたが、これどのくらいの距離というか外側線とかライン、どのくらいの距離を工事としてやったのか、その辺のところをちょっとお聞きできればと思うのですが。

○委員長（永田武志君） 深津道路河川維持課長。

○道路河川維持課長（深津 悟君） 今回の予算の中では、大平東小学区内のガードパイプにつきましては、約260メートルを予算計上しております。区画線につきましては、学校の中で要望がまだちょっと、積上げはしてあるのですが、全体の量というのは把握しておりませんので、予算の範囲内で要望はできる限りやっていきたいというふうに考えております。

○委員長（永田武志君） よろしいですか。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永田武志君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永田武志君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永田武志君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

ただいまから議案第89号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永田武志君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第89号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（永田武志君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成につきましては、正副委員長にご一任を願います。

これをもちまして建設常任委員会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

（午前 9時47分）